

東京都市計画都市高速鉄道の変更（素案）

東京都市計画都市高速鉄道のうち、第4号線本線を次のように変更する。

1 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	第4号線 本線	豊島区西池袋一丁目	杉並区荻窪三丁目	文京区小日向四丁目 文京区湯島一丁目 千代田区大手町二丁目 中央区銀座四丁目 千代田区霞が関一丁目 港区赤坂三丁目 新宿区麴町六丁目 新宿区新宿三丁目 中野区本町四丁目 杉並区成田東一丁目	約24,800m			線路線数2
	内訳	豊島区西池袋一丁目	杉並区荻窪三丁目	文京区小日向四丁目 文京区湯島一丁目 千代田区大手町二丁目 中央区銀座四丁目 千代田区霞が関一丁目 港区赤坂三丁目 新宿区麴町六丁目 新宿区新宿三丁目 中野区本町四丁目 杉並区成田東一丁目	約22,670m	地下式		
		文京区大塚一丁目	文京区大塚一丁目		約240m	掘割式		
		文京区小日向四丁目	文京区小日向四丁目		約420m	嵩上式		
		文京区春日二丁目	文京区春日二丁目		約480m	掘割式		

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	内訳	文京区春日一丁目 文京区春日一丁目 文京区湯島一丁目 新宿区四ツ谷一丁目	文京区春日一丁目 文京区本郷一丁目 文京区湯島一丁目 新宿区四ツ谷一丁目		約 280m 約 380m 約 70m 約 260m	掘割式 嵩上式 嵩上式 嵩上式		
	第4号線 分岐線	中野区本町二丁目	杉並区方南二丁目	中野区弥生町二丁目 中野区弥生町五丁目	約 3,430m	地下式		線路線数2

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 主要施設

名 称		位 置	備 考
番号	路 線 名 施 設 名		
	第4号線 本線		
	池袋駅	豊島区南池袋一丁目	約 5, 100 m ²
	新大塚駅	文京区大塚三丁目	約 2, 000 m ²
	茗荷谷駅	文京区小日向四丁目	約 2, 900 m ²
	後楽園駅	文京区春日一丁目	約 2, 800 m ²
	本郷三丁目駅	文京区本郷二丁目	約 2, 200 m ²
	御茶ノ水駅	文京区湯島一丁目	約 2, 400 m ²
	淡路町駅	千代田区神田淡路町一丁目	約 2, 400 m ²
	大手町駅	千代田区大手町二丁目	約 3, 100 m ²
	東京駅	千代田区丸ノ内一丁目	約 5, 300 m ²
	銀座駅	中央区銀座四丁目	約 4, 600 m ²
	霞ヶ関駅	千代田区霞が関一丁目	約 3, 900 m ²
	国会議事堂前駅	千代田区永田町一丁目	約 1, 900 m ²
	赤坂見附駅	港区赤坂三丁目	約 3, 300 m ²
	四ツ谷駅	新宿区麴町六丁目	約 2, 600 m ²
	四ツ谷三丁目駅	新宿区四谷三丁目	約 3, 200 m ²
	新宿御苑前駅	新宿区新宿一丁目	約 2, 000 m ²
	新宿三丁目駅	新宿区新宿三丁目	約 3, 300 m ²
	新宿駅	新宿区新宿三丁目	約 5, 000 m ²
	営団西新宿駅	新宿区西新宿六丁目	約 4, 000 m ²
	中野坂上駅	中野区本町二丁目	約 4, 400 m ²
	新中野駅	中野区本町四丁目	約 3, 200 m ²
	東高円寺駅	杉並区和田三丁目	約 1, 600 m ²
	新高円寺駅	杉並区梅里一丁目	約 2, 000 m ²
	南阿佐ヶ谷駅	杉並区成田東一丁目	約 2, 100 m ²
	荻窪駅	杉並区荻窪五丁目	約 3, 000 m ²

名 称		位 置	備 考	
番号	路 線 名 施 設 名			
	第4号線 分岐線	中野新橋駅 中野富士見町駅 方南町駅	中野区弥生町二丁目 中野区弥生町五丁目 杉並区方南二丁目	約 1,900 m ² 約 2,100 m ² 約 2,000 m ²
その他		池袋駅の一部（豊島区西池袋一丁目地内）において、立体的な範囲を定める。（面積約850 m ² を対象）		

「区域、立体的な範囲及び構造は、計画図表示のとおり」

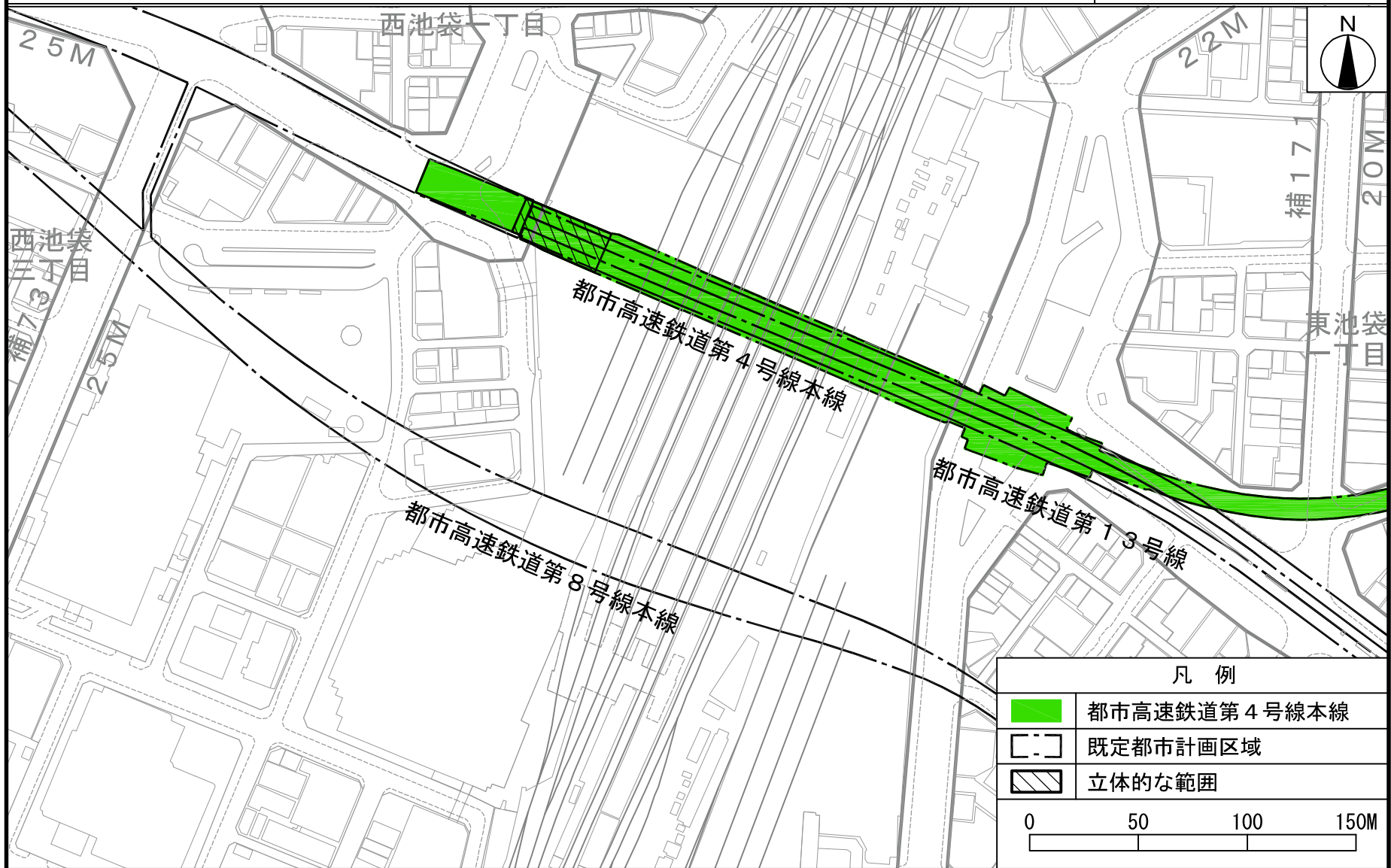
理 由

豊島区西池袋一丁目地内において、都市高速鉄道第4号線の区域を施設建築敷地を含む池袋駅西口地区第一種市街地再開発事業が予定されている。市街地再開発事業の事業計画において、都市高速鉄道が存するように定め、その機能を保全するため、施設建築敷地内の都市高速鉄道第4号線の区域について、立体的な範囲を都市計画として定めるものである。

変 更 概 要

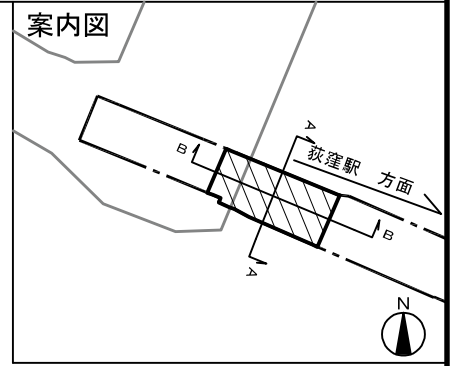
名 称	変更区間・位置	変 更 事 項
第4号線 本線 池袋駅	豊島区西池袋一丁目	立体的な範囲の設定（面積約850 m ² （豊島区西池袋一丁目地内））

東京都市計画都市高速鉄道第4号線本線 計画図1

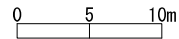
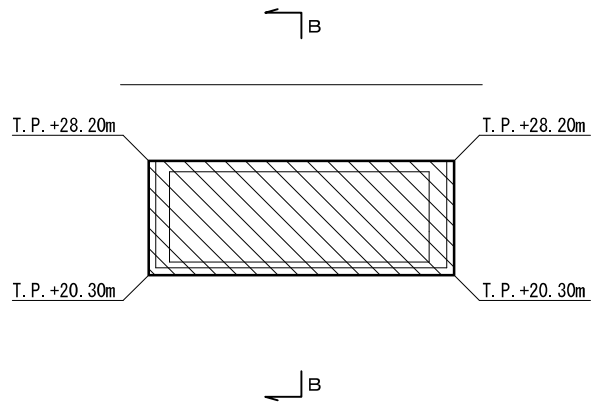


「この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（4都市基交第1108号-2）して作成したものである。無断複製を禁ずる」
 「（承認番号）4都市基街都第257号、令和5年1月5日」「（承認番号）4都市基交都第61号、令和5年1月5日」

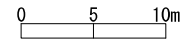
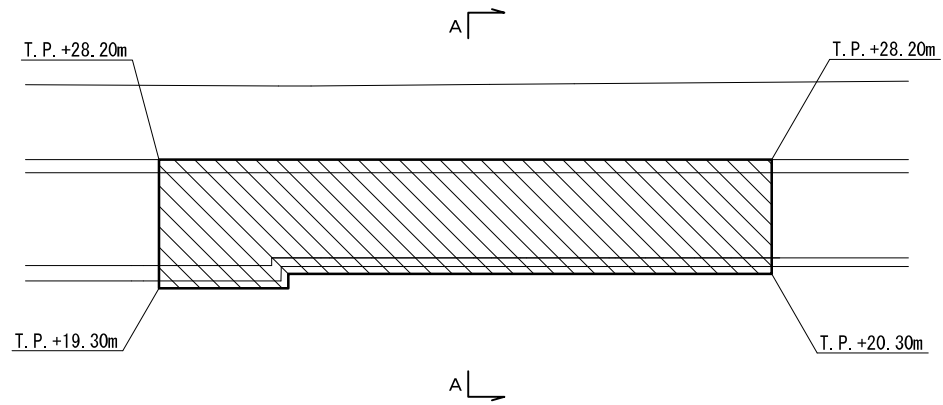
東京都市計画都市高速鉄道第4号線本線 計画図2



横断面図
A-A断面図



縦断面図
B-B断面図



荻窪駅 方面

凡例	
	立体的な範囲

「この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（4都市基交第1108号-2）して作成したものである。無断複製を禁ずる」
 「（承認番号）4都市基街都第257号、令和5年1月5日」「（承認番号）4都市基交都第61号、令和5年1月5日」

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画都市高速鉄道第4号線本線

2 理由

都市高速鉄道第4号線は、東京メトロ丸ノ内線として、池袋駅から荻窪駅に至る本線と、中野坂上駅から方南町駅に至る分岐線が開業しており、東京圏の鉄道ネットワークを構成する重要な路線の一つである。

豊島区西池袋一丁目地内において、都市高速鉄道第4号線本線の区域を施設建築敷地に含む池袋駅西口地区第一市街地再開発事業が予定されている。

市街地再開発事業の事業計画において、都市高速鉄道が存するよう定め、その機能を保全するため、施設建築敷地内の都市高速鉄道第4号線本線の区域について、立体的な範囲を都市計画として定めるものである。

上記の市街地再開発事業は、国際競争力強化に資する取組として、国家戦略都市計画建築物等整備事業に定める予定であり、都市高速鉄道第4号線本線の変更についても、併せて同事業に定めるものである。